

## 大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱

平成 23 年 4 月 1 日  
訓令第 号

## (趣旨)

第 1 条 この訓令は、大仙市財務規則(平成 17 年大仙市規則第 61 号)に定めるもののほか、市が発注する工事又は製造その他についての請負又は建設コンサルタントその他についての委託(以下「建設工事等」という。)契約の競争入札事務に関し、基本的な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般競争入札 入札公告により不特定多数のものが参加できる入札の方式をいう。
- (2) 条件付き一般競争入札 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 5、第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、入札参加資格を建設工事等ごとに定めて行う一般競争入札をいう。
- (3) 総合評価落札方式 政令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素等を総合的に評価し、最も評価の高い入札者を落札者として決定する方式をいう。
- (4) 指名競争入札 政令第 167 条の 12 の規定に基づき、入札に参加できる者をあらかじめ指名し、入札を行う方式をいう。
- (5) プロポーザル方式 政令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約を締結するにあたって、一定の条件を満たす提案者を公募又は指名し、技術提案書の提出を受け、当該契約の履行に最も適した契約者を選定する方式をいう。
- (6) 電子入札 コンピュータとネットワークにより構築された電子入札システムにより、入札参加申請から入札・落札者決定までの事務を処理する方法をいう。
- (7) 紙入札 紙に記載した入札参加申請書や入札書を使用して行う入札事務をいう。

## (建設工事における入札方式)

第 3 条 建設工事における入札方式は、原則として条件付き一般競争入札によるものとする。この場合において、施工の確実性又は工事目的物の品質の確保等のため、入札者及び配置予定技術者の技術力等を評価することが望ましい工事については総合評価落札方式を併用することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものの入札方式は、指名競争入札によることができるものとする。
- 3 条件付き一般競争入札及び総合評価落札方式の実施にあたって必要な事項は別に定める。

(建設コンサルタント業務等における入札方式)

第4条 建設コンサルタント業務等における入札方式は、原則として条件付き一般競争入札によるものとする。ただし、建築関係建設コンサルタント業務における入札方式については別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものの入札方式は、指名競争入札方式又はプロポーザル方式によることができるものとする。
- 3 条件付き一般競争入札及びプロポーザル方式の実施にあたって必要な事項は別に定める。

(製造その他の請負又はその他の委託における入札方式)

第5条 製造その他の請負又はその他の委託における入札方式は、原則として指名競争入札によるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものの入札方式は、プロポーザル方式によることができるものとする。
- 3 指名競争入札の実施にあたって必要な事項は別に定める。

(入札の方法)

第6条 市発注建設工事等の入札方法は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 建設工事 電子入札
- (2) 建設コンサルタント業務等 電子入札
- (3) 製造その他の請負又はその他の委託 紙入札

- 2 前項の規定にかかわらず、指名競争入札を行う場合であって、市長が特に必要と認めたものの入札方法は、紙入札によることができるものとする。
- 3 電子入札の運用に関し必要な基準は、別に定める。

(施工条件等の明示等)

第7条 市長は、事前に充分現場等を調査し、設計図書の閲覧、貸出又は複写をもって施工条件及び契約条件等の明示を行うものとし、現場説明は行わないものとする。ただし、製造、建設コンサルタント業務等及び大規模かつ技術的に難易度の高い建設工事で設計図書の閲覧等のみによっては見積りが困難と認められるもの(以下「大規模等建設工事」という。)については、現場説明を行うことができる。

- 2 前項の大規模等建設工事に係る現場説明は、入札参加資格確認結果通知又は指名通知を行う前に行うものとする。
- 3 契約条件等は次の各号について、明示するものとする。
  - (1) 前金払の有無
  - (2) 契約保証金の納付の有無
  - (3) 建設労災補償共済制度、建設業退職金共済制度等の加入状況の提示等
  - (4) 議会の議決を要するものについては、仮契約が必要である旨
  - (5) 質疑応答期間
  - (6) その他特に必要な事項

## (見積期間)

第8条 市長は、建設工事の入札に当たっては、入札価格を算出するために必要な期間（以下「見積期間」という。）を設けなければならない。

2 前項の見積期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは第2号及び第3号の期間を5日以内に限り短縮することができる。

(1) 1件の予定価格が500万円に満たない建設工事については1日以上

(2) 1件の予定価格が500万円以上5000万円に満たない建設工事については10日以上

(3) 1件の予定価格が5000万円以上の建設工事については15日以上

3 見積期間の計算は、設計図書等の閲覧開始の日又は現場説明の翌日から起算し、入札日の前日までの期間について行うものとし、見積期間には土曜日、日曜日及び大仙市の休日を定める条例（平成17年大仙市条例第10号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「祝日等」という。）を含むものとするが、見積りに相当期間を要する場合、見積りが年末年始等の長期連休に及ぶ場合等は、土曜日、日曜日及び祝日等を含めないことができる。

4 製造、建設コンサルタント業務等にあつては、入札価格を算出するための期間を考慮し設定するものとする。

## (入札辞退)

第9条 入札執行者は、入札を辞退しようとする者がいるときは、入札を辞退する者に、入札執行前にあつては入札辞退届（様式第1号）を持参又は郵送により提出させ、入札執行中にあつては入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させなければならない。ただし、電子入札における入札辞退については、大仙市公共事業電子入札運用基準の定めるところによる。

2 市長は、入札を辞退した者に対し、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをしてはならない。

## (入札の取止め等)

第10条 入札執行者は、入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

2 天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることができる。

3 入札執行者は、指名競争入札において、入札辞退等により入札日前日（電子入札においては入札書提出締切日時）までに入札参加者が1人以下となることが明らかになったときは、入札を取り止め、追加指名又は指名替えを行うものとする。

4 入札執行者は、前2項の規定により、入札の執行を取り止め、又は延期したときは、

その理由を明記した入札取止め(延期)通知書(様式第2号)により入札参加者に通知しなければならない。ただし、入札期日を変更しないものについては、この限りでない。

- 5 入札執行者は、条件付き一般競争入札において、入札参加資格確認申請書の提出締切日時までに、申請者がいないことが明らかになった場合は、入札を取り止めるものとする。

(誓約書)

- 第11条 入札執行者は、当該入札を公正に執行するために必要があると認めるときは、入札参加者に誓約書(様式第3号)の提出を求めることができる。

(無効の入札)

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付させる場合に入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (6) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

- 2 前項各号に定めるもののほか、紙入札にあっては、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札

(契約の締結)

- 第13条 契約権者は、落札の決定を通知した日から5日(休日を含まない。)以内に契約(議会の議決に付すべきものについては、仮契約)を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札は効力を失う。

(発注の見通しに関する事項の公表)

- 第14条 市長は、4月1日以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事(予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって秘密にする必要があるものを除く。)に係る次の事項を公表するものとする。

- (1) 公共工事の名称、場所、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期又は契約を締結する時期

- 2 前項の規定による公表は、大仙市ホームページ及び時事に関する事項を掲載する日刊

新聞紙に掲載して行うものとする。

- 3 市長は、四半期毎（7月、10月、1月）に、第1項の規定により公表した発注の見直しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を前項の例により公表しなければならない。

（入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表）

第15条 市長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (2) 入札に参加する者を指名する場合の基準

- 2 市長は、公共工事(予定価格が130万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって秘密にする必要があるものを除く。)の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号から第8号までに掲げる事項にあつては、契約の締結前に公表することを妨げない。

- (1) 入札及び契約の方法
- (2) 条件付き一般競争入札に係る参加者の資格、商号又は名称
- (3) 指名競争入札において指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
- (4) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (6) 低入札調査基準価格、失格判断基準価格及び最低制限価格
- (7) 低入札価格調査結果の概要
- (8) 総合評価における価格評価点、価格以外の評価点・評価項目・評価項目基準配点、総合評価点及び評価点の配分
- (9) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (10) 公共工事の名称、場所、種別及び概要
- (11) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (12) 契約金額
- (13) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

- 3 市長は、前項の公共工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第10号から第12号までに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。

- 4 市長は、建設コンサルタント業務等(予定価格が50万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって秘密にする必要があるものを除く。)の契約を締結したときは、第2項各号の規定に準じて公表することができるものとする。

- 5 市長は、製造その他の請負又はその他の委託契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表することができるものとする。

- (1) 入札した案件の名称
- (2) 指名した者の商号又は名称
- (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額

(4) 落札者の商号又は名称及び落札金額

- 6 前各項の公表は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで、閲覧台帳により行うものとする。
- 7 閲覧をしようとする者は、入札結果等閲覧者名簿(様式第4号)に住所、氏名等を記入しなければならない。
- 8 閲覧台帳の様式は、次に定めるところによる。
  - (1) 第2項第1号から第12号まで(第4項において準用する場合を含む)に規定する事項については、入札結果・契約内容等(様式第5号-(1)~(3))
  - (2) 第2項第13号に規定する事項については、業者選定審査表(様式第6号)
  - (3) 第5項に規定する事項については、入札結果及び経過(様式第7号)
  - (4) 第3項に規定する事項については、工事請負変更契約書及び変更執行伺明細書の写し
  - (5) 前各号によりがたい場合については、これらの様式に記載すべき事項を網羅した任意の様式によることができるものとする。

(苦情の申立)

- 第16条 入札者で落札者とならなかったものは、入札結果の公表を行った日の翌日から起算して10日(休日等を含まない。)以内に、書面により市長に対して落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。ただし、契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、図面、現場説明事項、入札心得その他閲覧図書についての不明又は錯誤を理由とした意義は認めないものとする。
- 2 市長は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面により回答するものとする。
  - 3 前項の回答を受理した者で回答による説明になお不服があるものは、当該回答を受理した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により市長に対して再苦情申立を行うことができる。
  - 4 市長は、前項の再苦情申立がなされたときは、大仙市入札契約資格等審査実施要綱第2条第1項に規定する入札契約資格等審査委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。
  - 5 本条による苦情及び再苦情に係る処理手続については、別に定めるものとする。

(補則)

- 第17条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 建設工事等競争入札事務の取扱い(平成21年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

大仙市長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

## 入 札 辞 退 届

下記の件について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

記

件 名

場 所



様式第2号（第10条関係）

（ 文書番号 ）

年 月 日

様

大仙市長

印

## 入札取止め（延期）通知書

下記の件について、次の理由により入札を取止め（延期）したので、通知します。  
※なお、入札日が確定次第お知らせします。（※は延期の場合）

記

件 名

場 所

理 由

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

大仙市長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

## 誓 約 書

当社は、下記の入札にあたり、関係諸法令及び大仙市建設工事等入札心得を遵守し、一切の不正な行為をしないことを誓約します。

なお、これに反したときは、入札を無効とされても意義ありません。

記

件 名

場 所



契約公表番号

建設工事・委託業務に係る入札結果・契約内容等

公表（入札等執行）課所

公表日

工事・委託場所	工事・委託名称	工事・委託種別	工事・委託概要(当初)	着工時期 完成時期 (当初)	入札契約方式
---------	---------	---------	-------------	----------------------	--------

整理番号	入札参加要件等の状況											入札結果等				
	入札参加資格確認申請者				入札参加要件充足状況							入札参加資格の有無	入札（見積徴取）年月日			
	商号・名称	主たる営業所所在地(市町村)	許可番号・登録番号	経営事項審査点数										予定価格	円	a
												うち消費税		円	b	
入札比較価格												円		a-b		
請負・委託決定額(落札価格×1.1)	円															
低入札調査基準価格(消費税抜き)	円															
失格判断基準価格(1)	円															
失格判断基準価格(2)・イ	円															
失格判断基準価格(2)・ロ	円															
最低制限価格(消費税抜き)	円															
入札参加		初入札(随契見積)		再入札		低入札価格調査対象者・備考										
入札金額(消費税抜き)	円	摘要	入札金額(消費税抜き)	円	摘要											

(注) 条件付き一般競争入札については、開札後に落札候補者のみ入札参加資格の確認を行う事後審査方式を採用しています。  
「失格判断基準価格(1)」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記載を省略しています。工事における「失格判断基準価格(2)」は、「失格判断基準価格(2)・イ」欄に記載しています。



契約公表番号

建設工事・委託業務に係る業者選定経緯・入札結果・契約内容等

公表(入札等執行)課所

公表日

工事 ・ 委託 場所	工事 ・ 委託 名称	工事 ・ 委託 種別	工事 ・ 委託 概要 (当初)	総合評価 落札方式		着工時期 完成時期 (当初)	入札契約 方式												
				配点 (価格以外:価格)															
業者選定経緯				入 札 結 果 等															
整理 番号	入札参加申込 (指名・随契見積徴取) 業者		入札参加要件充足状況 (指名理由)																
	商号・名称	主たる 営業所 所在地 (市町村)	許可 番号・ 登録 番号									入札 参加 資格 の有 無	確 認 ・ 指 名 通 知 の 有 無	価 格 以 外 の 評 価 点 ①  ※ 詳 細 別 紙	入札(見積徴取)年月日				
																予定価格	円	a	
														うち消費税	円	b			
														入札比較価格	円	a-b			
														請負・委託決定額(落札価格×1.1)	円				
														低入札調査基準価格(消費税抜き)	円				
														失格判断基準価格(1)					
														失格判断基準価格(2)・イ					
														失格判断基準価格(2)・ロ					
														最低制限価格(消費税抜き)	円	非該当			
														入札参加	入札金額 (消費税抜き)円	価格評価点 ②	総合評価 ①+②	摘要	低入札価格 調査対象者 ・備考

(注) 秋田県での総合評価落札方式の「技術提案型」、「施工計画型」、「簡易型」をそれぞれ「標準型」、「簡易型施工タイプ」、「簡易型実績確認タイプ」と記載し、「技術評価点」を「価格以外の評価点」と記載しています。(別紙「総合評価項目内訳」も同じ)  
 ○×は、各業者の当該要件の該当の有無を表しています。ただし、簡易型実績確認タイプについては、入札参加要件及び技術資料の審査は落札候補者のみ対象としています。  
 「失格判断基準価格(1)」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記載を省略しています。工事の「失格判断基準価格(2)」は、「失格判断基準価格(2)・イ」に記載しています。  
 「価格評価点②」は、入札公告で示した算定式で算出したものです。



# 業者選定審査表

年度 選定日 年 月 日

所 属	
業 種	
件 名	
場 所	
期 間	
概 要	
選定理由／随契理由	

ランク	業者名(上段)／住所(下段)	電話番号	決定

決 定	<p>この 業者を、上記のとおり選定する</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">大仙市入札契約資格等審査委員会 委員長</p>
-----	---



## 入札結果及び経過 (公表用)

年度	契約番号	入札日	入札時間	
件名				
	業者名	第1回入札額	第2回入札額	摘要
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

上記の入札結果は、次のとおり

- (1) 落札者
- (2) 落札金額 (税抜)  
                  (税込) \_\_\_\_\_
- (3) 予定価格 (税抜)  
                  (税込) \_\_\_\_\_
- (4) 最低制限価格 (税抜)  
                  (税込) \_\_\_\_\_

上記のとおり入札結果を公表します。

執行者職氏名

執行場所